

● 一般健診（B区分）での歯科健診実施について

口腔内の健康維持と生活習慣病予防を目的として、一般健診（B区分）にて実施している歯科健診の取扱いを、令和7年10月受診分より下記のとおり変更いたします。

現 状	令和7年10月1日より
奇数年齢時に実施	受診者全員に実施

歯と歯ぐきの状態を定期的にチェックすることで、虫歯や歯周病の早期発見・早期治療につながりますので、歯科健診をご活用ください。

また、令和7年4月～令和7年9月の受診済の方で、歯科健診をご希望の方は、下記の電話番号にてご予約をお取りください。

予約・お問合せ先

全国設計事務所健康保険組合 健康診断センター 口腔検査グループ

TEL 03-3404-6822（直通）